

■ 4条1項11号

不服 2026-002339

＜本願商標＞

「k a i 9」（標準文字）

第42類「電子計算機用プログラムの提供，ウェブサイトの作成又は保守，電子計算機・自動車その他その用途に応じた確な操作をするためには高度の専門的な知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明，デザインの考案，ウェブサーバーの貸与，クラウドコンピューティングを介した仮想コンピュータシステムの提供，オンラインによるアプリケーションソフトウェアの提供（SaaS），デジタルトランスフォーメーションのための技術的助言，電子計算機の貸与，技術的課題の研究，電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」及び第41類

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

引用商標1：「K A I」（標準文字）

第42類「通訳，翻訳，著作権の利用に関する契約の代理又は媒介，電子計算機（中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路・磁気ディスク・磁気テープその他の周辺機器を含む。）の貸与」



引用商標2：  
KAI

第42類「建築物の設計・デザインの考案，家具の設計，家具・室内装具のデザインの考案，造園工事の設計」及び第35類

## <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「k a i 9」の文字を標準文字で表してなるところ、「k a i」の文字は、本願の指定役務との関係において、特段意味を有しない欧文字3字からなる一種の造語と解されるものであり、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるということとはできないのに対し、「9」の文字も数字の一種であり、「k a i」の文字に比べて特段出所識別標識としての機能が強いということとはできない。

また、本願商標の外観上も、「k a i」と「9」は、同じ大きさの標準文字で一連に構成されていることから、それぞれ独立した商標と認識されるものではない。

さらに、称呼においても、本願商標全体から生じる「カイキュー」又は「カインイン」の称呼も特段冗長ではなく、一気一連に称呼可能なものである。

そして、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

さらに、本願商標の構成中「k a i」の文字部分のみが取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせない。

そうすると、本願商標は、一体不可分のものであるといわなければならない。

したがって、本願商標の構成中「k a i」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

## 弁理士コメント

本願商標「k a i 9」は、その構成及び称呼からすれば、取引者、需要者は、本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であり、本願商標の構成中「k a i」の文字部分のみが取引者、需要者に対し役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認めるに足りる事情は見いだせないから、結果として、引用商標1「K A I」等とは非類似であると判断されました。

実質的に数字の付加の有無の違いしかない商標同士の類否が争われた審決については、特に2020年代になってから定期的に見かけるようになった気がします。これらの審決に

においては非類似の判断がなされる傾向が見受けられますが、本審決でも同様に、非類似と判断された次第です。

本願商標「**k a i 9**」が、「カイキュー」と既成語のように称呼できるという点や、「9」が若干アルファベットのようにも見えて、全体で1つの単語のようにも見えるという点が、一体不可分性の認定において特に考慮されたのではないかと個人的に思います。

ただ、審決の一段落目にある『「**k a i**」の文字は、本願の指定役務との関係において、特段意味を有しない欧文字3字からなる一種の造語と解されるものであり、出所識別標識として強く支配的な印象を与えるという事はできないのに対し・・・』という部分は、矛盾しているように思います。特段の意味を有しない一種の造語であれば、出所識別標識としての機能は強くなるのが一般的ではないでしょうか。

このあたりの認定の仕方が若干強引といたしますか（雑といたしますか）、本審決は、初めから結論ありきの理由付けがなされているような印象が拭えないところです。

ちなみに、（いつも言っている気がしますが）本願商標「**k a i 9**」と引用商標「**KA I**」が非類似であるなら、たとえば、これらと「**KA I 2**」、「**K a i 3**」、「**k a i 7**」・・・といった商標も、理屈としてはそれぞれ非類似と判断されることになろうかと思われませんが、市場における健全な取引の観点等から、本当にこれで良いのでしょうか。

そもそも、これで非類似とされたら、先行商標である「**KA I**」の権利者からすれば、いったい何のために商標登録をしているのだろうかと考えるのが普通ではないでしょうか。また、既存の登録商標に数字を付加するだけで、特許庁で非類似の商標と簡単に判断されるとすれば、既に信用が蓄積されている（著名とまではいえない）他人の商標に単に数字を付加した商標を採用して出願し、使用するような、「ただ乗り」的な商標登録が横行してしまうおそれもあるのではないのでしょうか。

上述のように、本願商標の場合は少し事情が異なるともいえそうですが、数字が付加されただけで非類似と判断されている近年の審決の潮流には、個人的にはかなりの危うさを感じております。

（弁理士 永露 祥生）

< 2026年5月24日 >